

令和8年度 第4回教育本部理事会

令和7年（2025年）12月8日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
554 S A J スノーボードデモンスト레이ター選出基準及び要領 1. この基準は、教育本部規程第3条第4項に基づき、S A J スノーボードデモンスト레이ターの選考に関し必要な事項を定める。 2. 役員及び選考委員は、教育本部理事会が承認し、本部長が委嘱する。 3. S A J スノーボードデモンスト레이ターは、人格、識見、技術共に優れ、本連盟事業を通じて幅広くスノーボード界に貢献でき得る者とする。 4. 選考については、公認スノーボード指導員資格を有し、加盟団体長の推薦を得た者の中で、当該年度の全日本スノーボード技術選手権大会及びスノーボードデモンスト레이ター選考会の成績により、ナショナルスノーボードデモンスト레이ター認定者を除き、男女合わせて12名以内とする。 5. 任期は、次期選考会までの2年間とする。 6. この基準及び要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。	554 S A J スノーボードデモンスト레이ター選出基準及び要領 1. この基準は、教育本部規程第3条第4項に基づき、S A J スノーボードデモンスト레이ターの選考に関し必要な事項を定める。 2. 役員及び選考委員は、教育本部理事会が承認し、本部長が委嘱する。 3. S A J スノーボードデモンスト레이ターは、人格、識見、技術共に優れ、本連盟事業を通じて幅広くスノーボード界に貢献でき得る者とする。 4. 選考については、公認スノーボード指導員資格 <u>及びB級以上の公認スノーボード検定員資格</u> を有し、 <u>その資格が有効で</u> 、加盟団体長の推薦を得た者の中で、当該年度の全日本スノーボード技術選手権大会及びスノーボードデモンスト레이ター選考会の成績により、ナショナルスノーボードデモンスト레이ター認定者を除き、男女合わせて12名以内とする。 5. 任期は、次期選考会までの2年間とする。 6. この基準及び要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。	B級以上のスノーボード検定員資格を追加 資格が有効であることの明確化
平成29年7月15日 制定 平成29年8月22日 改正 令和元年9月27日 改正 令和2年11月6日 改正	平成29年7月15日 制定 平成29年8月22日 改正 令和元年9月27日 改正 令和2年11月6日 改正 <u>令和7年12月8日 改正</u>	